



火災予防規則の一部を改正します！


松本広域消防局

■ 改正内容

- 危険物品の解除申請等に関する適用除外規定を追加
(規則第10条第2項関係)
- がん具煙火の貯蔵・取扱いに関する適用除外規定を追加
(規則第10条の2関係)

■ 危険物品の解除申請等に関する適用除外

- 専ら演出又は販売を目的として持ち込まれるもので、次に掲げるものについては、[規則第10条](#)の規定は適用しません。

<p>① 危険物に該当する製品 (指定数量の5分の1未満に限る。)</p> 	<p>② 可燃性固体類・可燃性液体類 (危険物の規制に関する政令別表第4に定める数量の5分の1未満に限る。)</p> 
<p>③ エアゾール製品、カートリッジボンベ、ガスライター等高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りの可燃性ガス (ガス総質量20kg未満に限る。)</p> 	<p>④ がん具煙火でSFマークが付されているもの (総薬量5kg未満に限る。)</p> 
<p>⑤ 数量が20kg未満のマッチ</p> 	<p>⑥ 屋内展示場等において、燃料等が密閉状態で内蔵されている車両又は工作機械等</p> 

■ がん具煙火の貯蔵・取扱いに関する適用除外

- 次に掲げる全ての項目に該当する場合には、松本広域連合火災予防条例第26条第3項の規定は販売している場所に限り適用しません。
 - ① 屋内において販売されているがん具煙火
 - ② 周囲に火気等の使用がない。
 - ③ 従業員により常に管理されている。



松本広域連合火災予防条例第26条第3項

火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをしなければならない。



■ 施行日

- 平成26年8月1日

■ 問い合わせ先

- 松本広域消防局予防課 電話 0263-25-1599
- 松本広域連合管内の消防署・出張所
→ 消防署・出張所の一覧は[コチラ](#)から